群馬県立女子大学学長選考会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県公立大学法人定款(以下「定款」という。)第11条第9項の 規定に基づき、群馬県立女子大学(以下「大学」という。)の学長選考会議(以下「学 長選考会議」という。)に関し、必要な事項を定める。

(構成)

- 第2条 学長選考会議は、次の各号に掲げる委員で構成する。
 - (1) 定款第 18 条第 1 項に規定する経営審議会の委員のうち、同条第 2 項第 3 号に掲げる者(法人の職員(教員を含む。以下同じ。)である者を除き、理事として最初の任期の際現に法人の役員又は職員でない者に限る。)又は同項第 4 号に掲げる者の中から当該経営審議会において選出された者 3 人
 - (2) 定款第23条第1項に規定する教育研究審議会の委員(学長を除く。)の中から当該教育研究審議会において選出された者3人
- 2 学長選考会議の委員が学長候補者に推薦された場合においては、その時点から当該委員の資格を失うものとし、当該委員を選出した経営審議会又は教育研究審議会があらかじめ指名した補充委員をもって、学長選考会議の補欠の委員に充てる。
- 3 委員に事故があるとき等、委員が欠けた場合においては、当該委員を選出した経営審議会又は教育研究審議会があらかじめ指名した補充委員をもって、学長選考会議の補欠の委員に充てる。

(任期)

- 第3条 前条各号に定める委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 前条の委員は再任されることができる。

(審議事項)

- 第4条 学長選考会議は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 学長の選考及び解任等に関する規程の制定又は改廃に関する事項
 - (2) 学長の選考に関する事項
 - (3) 学長の解任に関する事項
 - (4) その他学長選考会議に関し必要な事項

(議長)

- 第5条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 議長は学長選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した委員がその職務を代行する。

(招集)

- 第6条 議長は、次に掲げる場合に学長選考会議を招集する。
 - (1) 学長の任期が満了するとき
 - (2) 学長が辞任を申し出たとき
 - (3) 学長が欠けたとき
 - (4) その他議長が必要と認めたとき
- 2 議長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求が あったときは、学長選考会議を招集しなければならない。

(議事)

- 第7条 学長選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。
- 2 学長選考会議の議事は、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否 同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 学長選考会議が必要と認めたときは、学長選考会議に委員以外の者の出席を求め、 説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第9条 学長選考会議における議事概要について、議事録を作成し、議長及び議長が指名 した委員1名がこれに署名押印するものとする。

(庶務)

第10条 学長選考会議の庶務は事務局総務企画係において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選 考会議に諮って定める。

附則

1 この規程は、平成30年7月9日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年10月4日から施行する。